

児童福祉法（昭和二十二年法律第十六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十八年五月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
特定非営利活動法人子育てサポート・ふれ愛	奈良市西大寺東町二丁目一番六三号	子育てサポート・ふれ愛	奈良市西大寺栄町三番地二三号	児童発達支援	平成二十八年五月一日
株式会社UTケアシステム	橿原市新賀町四五二番地の一	リハビリ発達支援ルームUTキッズプラス	橿原市御坊町一五二	放課後等デイサービス児童発達支援	平成二十八年五月一日
一般社団法人大和健康CLUB	大和高田市昭和町三番一四三号	大和健康CLUBpure	大和高田市大字大中二番地二三	放課後等デイサービス児童発達支援	平成二十八年五月一日